

プロワイヤールの『公教育論』

—— フランス近代公教育の形成過程を解明するために ——

越 水 雄 二

De l'Éducation Publique by A. L. B. Proyart

—— For the Study of the Formative Process

of Public Education in Modern France ——

KOSHIMIZU Yuji

は じ め に

フランスにおける近代公教育の形成過程は、わが国での従来の研究¹⁾では、1789年からの大革命期に始まると論じられてきた。その場合、近代公教育とは、教育の自由と機会均等を前提とする、世俗・義務・無償の三原則に基づく学校制度とほぼ等置されている。そして、専ら研究対象とされたのは、近代公教育の原理に関わる革新的転換に貢献した人物、例えばコンドルセ Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat, marquis de Condorcet (1743–1794) などの教育思想であった。しかるに近年の研究動向²⁾は、現代の学校制度が基づく理念の起源を追究するのではなく、したがって考察の対象を学校教育に限定せずに、教育をめぐる18世紀後半のフランスに固有な問題を幅広く解明しようとする方向へ向かっていると言えよう。そうした視座の転換から、革命期の公教育論議を革命祭典の問題から捉え直す研究³⁾がなされ、また、従来の研究ではあまり関心が向けられなかった革命前の教育の実態面についても研究⁴⁾がみられるようになっている。

このような動向を積極的に踏まえるならば、今後の研究対象として改めて着目されるべきは、18世紀後半のフランスで数多く発表された教育関係の著作群であろう。と言うのも、1760年代以降フランスでは、教育をめぐる議論が多様な論者によって活発に行われるようになっていたからである⁵⁾。その契機となったのは、1762年の時点で同時に起こった教育史上の二大事件、すなわちルソー Jean-Jacques Rousseau (1712–1778) による『エミール』*Emile ou de l'éducation* の刊行と、ジェズイット Jésuite 教団の追放⁶⁾であった。しかし、単にディドロ Denis Diderot (1713–1784) やエルヴェシウス Claude Adrien Helvétius (1715–1771) といった哲学者・思想家のみならず、文筆家や行政官、学校教師などを巻き込んだ教育論の叢生は、二つの事件の背景でさらに広く進行していた社会と文化全体の変容に呼応した現象であったと理解されるべきであろう⁷⁾。したがって、当時の教育論を、教育の変容を多面的に探るための歴史資料として検討するこ

とは、近代公教育の形成過程に関する解明へ向けての有効な方法のひとつであると思われる。そして、こうした観点からとりわけ注目されるのが、プロワイヤール Abbé Lievain Bonaventure Proyart (1743-1808) の『公教育論』⁸⁾ なのである。

プロワイヤールは、フランス啓蒙思想研究の古典として名高い D・モルネ『フランス革命の知的起源』において、「分厚い論著を発表して、古い訓育 *vieilles disciplines* がもたらしていた恩沢と、流行の新奇が生みだす害悪とを秩序立てて論証した⁹⁾」と紹介されている。事実、『公教育論』は、彼がル・ピュイ Le Puy¹⁰⁾ のコレージュ *collège*¹¹⁾ で校長を務めていた 1785 年に、教育の世俗化を憂慮するフランス聖職身分会議 *Assemblée du Clergé de France* が提起した問題への回答として発表されたのだった。それにもかかわらず、彼の議論は単に守旧的あるいは保守的な内容にとどまらないことが、次のような指摘からも窺える。J・ヴィグリによれば、『公教育論』は、全国に機能を及ぼす師範学校の設立をフランスで最初に提唱したものであった、と言う¹²⁾。また C・ベイリは、同書を当時進行中であった教育改革に対する最も優れた批判の書として挙げている¹³⁾。だが不思議なことながら、プロワイヤールの『公教育論』については、その全容を伝える研究は未だになされていない¹⁴⁾。そこで本稿では、彼の議論の個別的内容に立ち入るよりも、むしろ全体にわたって整理・分析するよう努めることとする。それを通じて、教育の実態面での変容を視野に収めつつ、フランス近代公教育の形成過程を歴史的に解明していく一助走路としたい。

1. 教育改革への自負

『公教育論』冒頭でプロワイヤールは次のように述べている。「改革が問題となっているコレージュの体制に関する観察には最も恵まれた地位に 20 年来就いていた」のだから、「遠く離れていては炯眼の方々の目からも逃れてしまうような、そして、天分よりも経験の方がより良く考慮できるような問題の連関のいくつかを、私が十分良く把握しているとしたら意外であろうか¹⁵⁾」と。こうした自負に始まる『公教育論』の内容を整理・分析する前提として、本節では、同書が置かれた教育史上の文脈を確認しておきたい。

ジェズイット追放以後、高等法院 *parlement* がコレージュの管理運営を中心に教育の領域へ関与するようになった。それを以下では簡潔に「高等法院主導の教育行政」と呼ぶ¹⁶⁾。その最大の課題は、コレージュにおいてジェズイットに代わる教師の確保と養成のシステムを確立することにあった。1763 年 2 月の勅令によって、全国の主要都市に、旧ジェズイットのコレージュの管理運営に当たる評議会 *Bureau d'administration* の設置が命じられた。この評議会は、各地の法務官と都市自治役員が 2 名ずつと、司教、校長からまず構成され、さらに彼らの任命によって名士 2 名を加えることとされ、管轄の高等法院の監督下に置かれた。聖職者の比重が抑えられた評議会の構成には、学校教育の世俗化を目指す意図が認められよう。

そうした勅令施行後の改革の進展については従来あまり明らかにされてこなかったが、それ以後特に、パリ高等法院の管轄区内では先駆的な試みが展開されていた。1763 年 11 月パリにおいて、同市とその周辺の小規模なコレージュ 28 校の統合によって、旧ジェズイットの名門校「ルイ・ル・グラン *Louis-le-Grand*」の名を受け継いだコレージュが創設された。新しいルイ・ル・グラン＝コレージュ（以下、ルイ・ル・グランと略す）の設立に関する勅許状には、教師の豊か

な養成所を形成し、王国全土での改革の模範となるようにと謳われていたのである。さらに 1766 年 5 月には、パリ大学でアグレガシオン agrégation（教授資格試験）が開始された。この試験は、パリ大学かそれに相当する他大学に付属するコレージュを修了した者からアグレジェ agrégé（教授資格者）を選抜するものであり、アグレジェはパリで教授を補佐するか地方のコレージュに赴任した後やがてパリ大学に採用されるのである。このように高等法院主導の教育行政は、パリを中心とする世俗化された学校制度の全国的な確立へ向けて展開していたが、プロワイヤールは、その言わば最前線にあったルイ・ル・グランで 1772 年から 1778 年まで副校長を務めていたのだった。それはまさに、彼自らも述べていたように、当時の教育改革の進展を観察するには「最も恵まれた地位」のひとつであったと言える。

ところで、ジェズイット追放後のコレージュ改革を推進した中心人物は、パリ高等法院の部長 président ロラン・デルスヴィル Rolland d' Erceville（1734-1794）である。彼の『報告書』Compte rendu（1768）¹⁸⁾ は、革命期の公教育論議で数多く発表された教育計画の原型を提示したものとみなされている。すなわち彼は、パリ大学を頂点として教員養成のシステムも備えたピラミッド型の学校制度を設立し、教育内容の全国的な統一を通じて、公教育が国民統合の役割を果たすことを構想していたのであった。こうした構想が、自らルイ・ル・グランの運営に当たるなど、ロランが精力的に教育行政に関与した過程から産み出された成果であることも留意されてしるべきだろう。また彼の『報告書』は、今日では無名の当時のコレージュ教師達の中に熱心な読者を得て、賛否両論の反応を受けながら未完の改革へ示唆を与えてもいたのだった¹⁹⁾。

さて、結果的に高等法院主導の教育行政は、ジェズイットに代わるコレージュ教師の確保と養成において顕著な成果を挙げるまでには至らなかった。財源面での困難や、評議会の内部対立や機能不全、あるいは、より良い教師たちを求める地域住民からの要望などといった理由から、ジェズイット以外の教育修道会へ再び運営を任せられることになったコレージュも少なからずあった。ただし、そうした事実は宗教勢力によるコレージュの再征服とは理解されてはならない。なぜなら、確かに聖職者側からコレージュへの影響力を取り戻そうとする動きもあったが、教育修道会自体の内部では世俗化が進行していたからである²⁰⁾。そして、近年のフランスでの実証的な研究によれば、旧ジェズイットのコレージュの約 3 分の 2 はフランス革命まで評議会の管理下にあった。このことは、それらのコレージュの多くが結局は他の教育修道会に委ねられた、と従来わが国では論じられているので、まずは史実として改めて認識されねばならない。

さらにより重要なのは、高等法院主導の教育行政への評価云々ではなくて、その背後で進展していた教育をめぐる変化に対してわれわれが関心を向けることであろう。そこで注目されるのが、D・ジュリアの見解である。彼は、アンシャン・レジーム末の 30 年間に、旧ジェズイットのコレージュが退職年金の保障された教師職を 450 から 500 提供したことや、アグレガシオンの創設などによって、宗教的動機からは分離された特殊な職業としての教育の観念が定着できたと主張する。そうした変化は 19 世紀以降における教育の制度化へと連続しているのであって、ジュリアによれば、ナポレオン Napoléon Bonaparte（1769-1821、在位 1804-15）は「アンシャン・レジーム末期における教育の社会的機能の変化を法典にしたに過ぎない²¹⁾」のである。プロワイヤールの『公教育論』も、こうした教育をめぐる変化のなかで執筆されたものであった。

2. 『公教育論』の時代的課題

プロワイヤールの『公教育論』は、聖職身分会議が提起した次の四つの問題に対する回答として執筆されたものである。(①～④は筆者が付した。)

- ① 「旧ジェズイットのコレージュにおいて、1763年2月の勅令によって導入された管理の難点はいかなるものであり、それらに対する解決の手段は何か²²⁾」。
- ② 「律修聖職者あるいは在俗聖職者の団体を、公共の学校の管理に招くことは得策ではないのか。また公共の学校から聖職者であれ俗人であれ個別採用の教師たち les maîtres particuliers を排除することは得策ではないのだろうか。もし個別採用の教師たちを雇用し続けるならば、校長の監視と監督の下で彼等を共同生活に服させる必要はないか²³⁾」。
- ③ 「王国全土において、校長や教師および助教員を供給できる施設を設立する手段はいかなるものか。この課題に対してなされるべきはいかなる種類の配慮か²⁴⁾」。
- ④ 「信仰を愛し敬わせる。品行を純正に保つ。善き競争心を絶やさぬようにする。学問への意欲を与える。そして、生徒たちが予定されている職務を社会において果たすのを可能にする。以上のような目的に最適な教育計画はいかなるものか²⁵⁾」。

本節では、上記の前三者をめぐる議論をみていこう。それらの問題は、ジェズイット追放後の教育改革がもたらした問題点を指摘し、教師の確保と養成に関して高等法院の施策に代わる解決策の提示を求めている。こうした課題に臨んでプロワイヤールは以下のように答えていく。

第一の問いに対してプロワイヤールは、評議会は「一般的に言って、コレージュの物質面は改善した²⁶⁾」と評価するが、その運営には問題が多いことを列挙する。評議会は、信頼に欠ける不遜な人びとに時には支配され、以前の決定を破棄したりする。また、教務上や人事などの意見が分かれる問題をめぐっては党派に分裂してしまう。こうした事態の原因を、彼は校長の権限が不十分であることに帰している。一方、教師たちへの視線も厳しい。ダンスやフェンシングの家庭教師のように授業時間にしか姿を見せない者、食事と娯楽が最も真剣に取り組む仕事になっている者、教師間での徒党を組んでの悪口の応酬などが非難され、青少年への悪影響が憂慮されている²⁷⁾。そして現実には、コレージュの内憂が次のような外患をもたらしたのである。

プロワイヤールによれば「コレージュの大部分が陥っている不信のお蔭で、私人たちが青少年の教育についてその場しのぎの投機 spéculations de fortune をしている」。教師の職を自称する者たちによって、「〈要約された〉学習計画 plans d'études abrégés, 青少年を育成するための〈確実で容易な方法 méthodes sûres et faciles〉」等の大袈裟な広告が世間に出回っている。大都市では「〈数学学院 cours de mathématiques〉, 〈軍隊式寄宿学校 pension militaire〉, 〈アカデミー学校 école académique〉」などの看板を掲げた学校に驚かされる。それらの学校教師たちが、立派な身なりで街や周辺の村々を歩き回り「片手ではノウハウが書かれたパンフレットを、もう一方の手では、栄達が見込まれる全生徒たちの名前で膨れ上がったリストを示し」ながら、私心の無い配慮を家庭の父親たちに申し出ているのである²⁸⁾。ここに描かれているのは、もちろん当時の都市部での光景であってフランス全土の話ではない。しかし、アンシャン・レژیームも末期を迎えると、教育の実態は、「教会専管の教育体制²⁹⁾」といった従来の理解では捉えきれない状況となっていたのである。

第二の問いへプロワイヤールは、公共の学校の教師には「修道会、特に職業として公教育に奉仕する宗教団体が、単独の私人たち *particuliers isolés* よりも大きな利点をもつことは疑いなく思われる³⁰⁾」と答える。しかし彼によれば、「コレージュの管理を教団 *communauté* に任せるという考えを許さない克服し難い大きな難点がある。それはすべての教団が人材を、とりわけ教育に適した人材を欠いていることである³¹⁾」。この認識の背景には、近年のフランス史研究が解明しているように、当時における非キリスト教化の進展がもたらした聖職者の減少があったと考えられる³²⁾。したがって解決策は、現行のコレージュ管理運営上の問題点を改めるしかない。

そこで彼が提案する改革の要点は、まずコレージュの教務上の管理と物質的な管理とを絶対的に分離して、後者のみを評議会に任せることである。そして、校長の権限を強化し「教師たちも校長自身も今後は、ひとつの直接的な権威 *une autorité immédiate* による秩序と義務との中に服する³³⁾」ようにせねばならない。そのため具体的には、全教師の任免権を校長に与える。また、校長の任命は評議会によるが、不品行等を理由にする校長の罷免は、大司教または司教のみが宣告できることとする。こうした提案の意図は、「校長をコレージュの小さな君主に祭り上げることを望んでいる³⁴⁾」という批判も甘受し、悪弊を廃し善を為すに十分な権限を備えた校長の下ですべての教師に共同生活を送らせて、教育修道会に劣らぬ教師集団を作り出すことにある。

第三の問いに対してプロワイヤールは、自らの提案はルイ・ル・グランでの経験に基づいており、同校から受けた恩恵に報いるものであると言う。ルイ・ル・グランは「高等法院部長ロラン氏の見識ある熱意のお蔭で³⁵⁾」設立当時約 200 名であった給費生を今日では三倍近くに増やした。しかし学生数増加の反面、同校が学業と品行の面では墮落してしまったと彼は批判する。そこで、自らが提案する教員養成施設 *Maison d'institution* の定員は 100 名に抑え、一年当たりの必要経費を具体的に提示し、教職員の間での職掌の分担を詳細に論じている³⁶⁾。

以上にみたようなプロワイヤールの『公教育論』の特色は、当時の教育の実態と彼自らの実践とに基づいて立論されている点にある。彼は、教育の世俗化に反対し高等法院主導の教育行政を批判する立場にあったが、もはや公共の学校の運営は宗教団体には委ねられないとの時代認識に立って、新たな公教育の制度化を目指していた。そうした時代的課題に答えようと試みられた議論において、コレージュ教師である彼にとっては、私人による教育活動の隆盛が公教育に対する脅威と見られていたことが明らかになった。公教育論は、コレージュの運営をめぐる議論にとどまらず、公教育そのものの新たな意味付けを必要としていたのである。

3. 公教育の称揚

『公教育論』で最も議論の量が多いのは、聖職者の立場からみた理想的教育計画を積極的に主張するよう求める問題（前節冒頭の問題④）に対する回答の部分である。その内容は議論の順にほぼ従うならば、(1)当時の教育思潮への批判、(2)公教育の目的、(3)公教育の模範としてのパリ大学、(4)公教育が私教育に優る理由、(5)公教育概念の拡大、という五つの論点に整理できる。

プロワイヤールによれば、「最高の権威に認められた、そして、すべての教師たちが服従する義務がある教育計画」は、「あらゆるものが奇妙極まりない世論のままに揺れ動いているのが目にされる動揺の時代において必要とされている³⁷⁾」。彼は当時の教育思潮を次のように批判する。

「ジェズイットがコレージュを去った時期に、公教育は、哲学がもたらす知識に導かれて、飛躍を遂げて最高に完成された水準へ進むときが来たのだと至るところで書かれた。この考えがある種の人びとの頭の中で沸き立って、熱中した論者を産んだ。やがてわれわれは、奇妙極まりない意見や趣味を満足させるには最適な教育の企てが開花するのを見た³⁸⁾」。

憂えるべき教育としてプロワイヤールが批判するのは、具体的には、ラテン語と宗教の教育を軽視する傾向であり、また、それらに代わって「非常に短時間の内に、素晴らしい生徒たち、すなわち、驚くべき学識を備えた小さな百科全書的知識人たちを形成³⁹⁾」しようと意図するような教育計画である。ここで引き合いに出されるのは、宗教教育の軽視についてはルソーであり、また、コレージュ低学年から自然科学や社会科学の諸分野を学ばせようとするグランベール Jean le Rond d'Alembert (1717-1783) やコンディヤック Etienne-Bonnot de Condillac (1715-1780) などの学習計画である。それらに対する批判を約言すれば、知育偏重の早期詰め込み教育に対する異議と言えよう。プロワイヤールは、特に数学が流行の学問になっており、まだ読み書きもおぼつかず理性も半分眠っている子どもに対して数学を教えることを親たちから毎日のように要望されている、と語っている⁴⁰⁾。ここに窺える啓蒙思想の影響を受けた市民たちの教育熱は、先にみた私人による教育活動の隆盛をもたらした原因のひとつであったと理解できよう。

そうした状況に対処すべく、公教育の目的はどのように論じられるだろうか。まず彼は、教育計画の立案という「貴重な事業の成功に備えるため」、「聖職者は、まず国王の信頼と、無秩序を抑止できる法律の公布と施行を得ることが重要である⁴¹⁾」と言う。その「無秩序 désordre」として指摘されるのは次の三点である。「1. 幼少年 enfance は家庭の悪習によって墮落させられる。2. 青年 jeunesse は世間の女性たちによって墮落させられる。3. 墮落は悪書によって完成される。悪書には、猥褻なことこの上ない書物よりもなお淫らなことが多い版画も加えられる⁴²⁾」。つまり、青少年を日常生活のなかで被る恐れがある悪影響から守るための法律と、教育計画とは一体を成すものと考えられている。彼は「聖職者の目的を果たすのに最適な教育計画」によって、「青少年が、私が指摘した危険から完全には保護されないにしても、それらの広がりをもたらす蹟きにさらされることがより少ないこと」を思い描くのである⁴³⁾。公教育の目的のひとつは、習俗の醇化に置かれていた。

さらにまた、そのような射程をもつ理想的教育計画によって、「賢明にして有徳な教師たち」は、「偏狭な目的は一切意図せず、またあらゆる領域を取り込もうと望んだりもせず、最も純真な方法に従って生徒たちの精神に秩序と明晰さを築き、判断力を養うことに専念する」。すなわち公教育は、「あらゆる年齢にとって等しく有用であり、教育された人間が社会において果たさねばならないあらゆる職業に備える基本的な諸知識へと生徒たちを導くこと⁴⁴⁾」をも目指している。換言すれば、公教育の目的は、一般陶冶的な意味での知性の涵養にも存したのである。

それでは、理想的な公教育の具体的な内容はいかなるものであるのか。この点についてプロワイヤールは、自ら語ったような最高の教育計画は、まさしくパリ大学が定めているものであると述べて、パリ大学のコレージュでは、既に教育の内容も方法も優れたものに改善されているという賛美を続ける⁴⁵⁾。そして彼は、ルソーの「エミール」は本の中にしか見つけられないが、パリ大学に育てられたエミールたちは教会と国家の頂点にあることも、また、社会のあらゆる職業や環境において衆から抜きんでていることも示すことができるというのである⁴⁶⁾。さらに、パリ大学

での模範的な教育計画に倣って、フランス全土のコレージュで画一的な教育がなされることが、それも教育内容にとどまらず寄宿生の起床から就寝に至るまで、同じ時刻に同じ活動がなされている程の徹底した画一性がもたらされることが提唱される。この構想を可能にする教師たちを、先述の教員養成施設がもたらすのである⁴⁷⁾。

このような議論を経て改めて、公教育と私教育（家庭教師による個別的な教育）*éducation particulière, éducation domestique* とではどちらが好ましいかという問題が論じられる。ここで私教育と比較される公教育とはコレージュでの教育である。プロワイヤールはどちらにも優れた面があって簡単には判断できないと述べながらも、コレージュが優れている理由を次のように説明する。「あらゆる教育において最も普遍的な危険は、異論の余地無く、品行 *mœurs* の危険である。この危険は、親たちは気付いていないが、コレージュにおいてよりも、父親の家の方により近くある⁴⁸⁾」。なぜなら家庭では、主人たちの無頓着によって青少年が絶えず監督されてはいないからである。それに対してコレージュの方が、行き届いた配慮によって青少年を品行の墮落からよく守ることができる。さらに、仮に品行を保障する面では同じでも、まだコレージュには大きく優れた点が残っている。それは、家庭教師による一対一の教育には求められない、集団における競争心 *émulation* が徳性と同様に勉強へも与える利点が計り知れないことである⁴⁹⁾。

公教育の優れた点を論じた上で、プロワイヤールは、現状ではコレージュ在学者の四分の三が校外からの通学生であり、彼らは授業時間以外は他から拘束されることなく無規律の危機にさらされていると指摘する。そこで彼は、コレージュ所在都市に、校長の管理下で指導に当たる2～4名の教師を配した「共同学習室」*salles communes, salles de répétition* を設置することによって、通学生を授業時間外にも一箇所に収容して監督するよう提唱している⁵⁰⁾。こうした「共同学習室」の構想からもわかるように、プロワイヤールの公教育論に一貫している考え方は、青少年を墮落の危険から保護するために、教育活動が行われる場へ隔離して指導・監督をしようというものである。彼はルソーに向けて皮肉な批判をしていた。しかし、ルソーも『エミール』において、子どもを墮落した社会から遮断して理想的な教師の指導の下に置く教育論を展開したことを考えるならば、公教育と私教育という外見上では明らかに異なるとはいえ、両者は理想的な教育空間への言わば「囲い込み」の原理を共有していたと推察されるだろう⁵¹⁾。

以上のような議論と並んで注目されるのは、プロワイヤールが『公教育論』の末尾に註を用意して論じている内容である。彼は、コレージュの教育とは関係ないが、公教育とは無関係ではない二つの領域で、実施も容易で重要かつ必要と思われる改革を提案することが許されないだろうかと言う⁵²⁾。ひとつは、「寄宿女学校 *couvent* で少女たちが受ける教育」である。女子教育の重要性については、子どもたちが母親の性向を多く受け継ぐことを理由に挙げて説明がなされている。彼によると、これは父親の大部分は家庭の外での仕事に邪魔されるため、母親たちに子どもの教育の世話を家事の一つとして任せているからである。それゆえに女子教育を完全なものにするよう取り組んで、宗教と国家に最大に役立たせるようにせねばならない。具体的に提案されているのは、彼の目に「世俗の社交学校 *école de mondanité*」と映る寄宿女学校を、有徳の聖職者によって監督させることである⁵³⁾。

もう一点は「田舎に住む子どもたちのキリスト教教育 *éducation chrétienne*」，すなわち農村部での民衆教育が問題にされている。この文脈での教育はカトリックへの教化を意味している。

その意味での男女の学校教師による仕事が、司祭や助任司祭の教えが粗野で無知な子どもたちに対して有効であるために必要であると論じられている点が注目される。彼はこの構想の現実性の根拠として、他人を教育できる臣民を田舎で見つけることがもはや稀ではないと論じている。ただし、教師としての資質をもつ者でも、教育の方法は学ぶ必要がある。そこで、少なくとも3か月間の研修を施す施設を用意することが提唱されている⁵⁴⁾。このようにプロワイヤール自らが、『公教育論』本来の問題設定はコレージュに限定されていたにもかかわらず、議論の対象を女子教育と民衆教育にまで広げている点には、公教育概念の拡大を認めることができるだろう。

お わ り に

プロワイヤールの『公教育論』は、ジェズイット追放後のコレージュ運営をめぐる、高等法院主導の教育行政を批判する聖職者側の立場から執筆されたものであった。しかし、彼の議論の中で注目すべきは、高等法院主導の施策によって生まれ変わったルイ・ル・グラン＝コレージュの実態が実は彼自身による教員養成施設の構想に土台を与えていた点、あるいは彼が国内の全コレージュを通じての教育の徹底的画一化を提唱していた点にも端的にみられるように、新たな公教育の制度化へ向けた議論に関する限り、両サイドにおけるイデオロギー的相違を超えて共通する内容が認められることである。また彼が、啓蒙思想の影響を受けた主知主義的教育の流行を批判するとともに、伝統的な学校制度に脅威を与えつつあった私人による教育活動の隆盛に対抗すべく、公教育の一般陶冶的目的と道德陶冶上の意義を主張したことも注目すべきである。加えて、彼が批判を向けた例えばルソーの如き相手との間でも、理想的な教育空間への「囲い込み」の原理を共有していたと推察される点も既に指摘した通りである。これら諸点は、近代公教育の形成過程を解明していく上で、それぞれ注目に値する重要点と考えられる。いま仮に、近代公教育の形成過程を、国家への国民統合を課題とする学校教育の制度化であると規定すれば、プロワイヤールの『公教育論』自体、その過程については大革命以前の18世紀後半にまで遡って探究される必要があることを示す好事例と言えよう。

註

- 1) ここで「わが国での従来の研究」として概括するのは、主に1970年代までに発表された諸研究を指す。それらを代表するものとして、松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』（亜紀書房、1968）が挙げられるであろう。その成果が現在でもフランス教育史理解の通説とされているのは、例えば次の文献に確認される。原田種雄、手塚武彦、吉田正晴、桑原敏明編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部、1988。
- 2) 「近年の研究動向」として1980年代以降の研究を概括する。具体的には註3と4を参照。
- 3) 松浦義弘「フランス革命と〈習俗〉——ジャコバン独裁期における公教育論議の展開と国民祭典」『史学雑誌』92編4号、1983。小林亜子「フランス革命における〈公教育〉と〈祭典〉——憲法制定国民議会期（1789～1791）を中心に」『日本の教育史学』29号、1986。小林亜子「〈POLICE〉としての〈公教育〉——〈祭典〉のユートピアと〈学校〉のユートピア」谷川稔他著『規範としての文化——文化統合の近代史』平凡社、1990。
- 4) 森田伸子「アンシャン・レジームにおける子どもと社会——その心性とイデオロギー」宮澤康人編『社会史のなかの子ども——アリエス以後の〈家族と学校の近代〉』新曜社、1988。天野知恵子「十

- 八世紀フランスのコレージュ改革とバリ高等法院』『史林』72 編 3 号, 1989。天野知恵子「寄宿生たち」長谷川博隆編『権力・知・日常——ヨーロッパ史の現場へ』名古屋大学出版会, 1991。
- 5) H・シジックによれば, 1740 年から 1760 年の間に公刊された民衆教育を論じた著作は 25 点だが, 1761 年から 1788 年の間のその数は 147 点に上る。Harvey Chisick, *The Limits of Reform in the Enlightenment: Attitudes towards the Education of the Lower Classes in Eighteenth Century France*, 1981, p. 44.
 - 6) ジェズイット追放については, Chartier, R., Compère, M.-M., Julia, D., *L'éducation en France du XVI^e au XVIII^e siècle*, 1976, pp. 207-214. 松島, 前掲書, 82-85 頁。
 - 7) 当時登場した国民教育諸計画は「ひとつの文化全体の危機を明示する徴候」であった, と指摘されている。Chartier, R., Compère, M.-M., Julia, D., *ibid.*, p. 214.
 - 8) 小稿において『公教育論』と呼ぶプロワイヤールの著作は, Proyard, A. L. B., *De l'éducation publique, et des moyens d'en réaliser la réforme projetée dans la dernière assemblée générale du Clergé de France*, 1785, である。初版テキストは, D・ジュリアに編集されたマイクロフィッシュ資料集に収められている。Dominique Julia, *La réforme de l'enseignement au siècle des lumières*, Paris, Microéditions Hachette. なお『公教育論』はプロワイヤール全集にも収められている。Oeuvres complètes de l'abbé Proyard, Paris, 1819, IV, pp. 153-254. 初版と全集版との間に内容上の変化は認められない。
 - 9) ダニエル・モルネ(坂田太郎, 山田九郎監訳)『フランス革命の知的起源』勁草書房, 1969, 下巻 471-472 頁。
 - 10) フランス中南部, 現在のオート・ロワール Haute-Loire 県の県庁所在地。
 - 11) コレージュは, 今日の中・高等教育機関にほぼ相当するものである。その起源からの歴史については, Jean de Viguerie, "Les collèges en France", in; Mialaret, G., Vial, J., (éd.), *Histoire mondiale de l'éducation*, 2., de 1515 à 1815, 1981, pp. 301-315. コレージュも含めた当時の学校教育に関する近年の実証的な研究成果については次を参照。Julia, D., *L'enseignement 1760-1815, Atlas de la Révolution Française* 2, 1987.
 - 12) Jean de Viguerie, *L'institution des enfants: L'éducation en France XVI^e-XVIII^e siècle*, 1978, p. 99.
 - 13) Charles, R., Bailey, *French Secondary Education, 1763-1790: The Secularization of Ex-Jesuit Collèges*, 1978, p. 105.
 - 14) 『公教育論』の一節が, フランス 18 世紀末における「私立寄宿学校の盛況」を伝える史料として, 池端次郎氏によって翻訳紹介されているのは, 同書の史料的价值を示す一つの証左と言えよう。ただし, 池端氏による解題でも『公教育論』全体についての説明はされていない。池端次郎編『西洋教育史』福村出版, 1994, 130-131 頁。
 - 15) Proyard, *op. cit.*, p. vi.
 - 16) 以下での高等法院主導の教育行政に関する記述は, Bailey の前掲書(註 13 に挙げた文献)に加えて, 主に次の二文献に依拠する。
① Julia, D., "Les professeurs, l'église et l'état après l'expulsion des Jésuites 1762-1789", in; Baker, D. N., Harrigan, P. J., (eds.), *The Making of Frenchmen; Current Directions in the History of Education in France, 1679-1799* (これを以下, "Frenchmen" と略記), 1980, pp. 459-481.
② Morange, J., Chassaing, J. F., *Le mouvement de réforme de l'enseignement en France 1760-1798*, 1974.
 - 17) Palmer, R. R., *The School of the French Revolution: a documentary history of the college of Louis-le-Grand and its director, Jean-François Champagne, 1762-1814*, 1975, pp. 84-85, pp. 180-183.
 - 18) ロラン・デルスヴィルの『報告書』については, 天野知恵子, 前掲論文(1989)を参照。
 - 19) Marchand, Ph., "Recrutement et formation des régents des collèges du Nord au France, 18e siècles; réalité et projets", in; "Frenchmen", 1980, pp. 433-455.

- 20) Frijhoff, W., Julia, D., "Le recrutement d'une congrégation enseignante et ses mutations à époque moderne; l'Oratoire de France", in : *"Frenchmen"*, 1980, pp. 487 – 492.
- 21) Julia, D., op. cit., p. 481.
- 22) Proyard, op. cit., p. 1.
- 23) Ibid., p. 18.
- 24) Ibid., p. 46.
- 25) Ibid., p. 90.
- 26) Ibid., p. 4.
- 27) Ibid., pp. 5 – 13.
- 28) Ibid., pp. 14 – 15.
- 29) 松島鈞, 前掲書, 11 頁。
- 30) Proyard, op. cit., pp. 18 – 19.
- 31) Ibid., p. 22.
- 32) ロジェ・シャルチエ (松浦義弘訳)『フランス革命の文化的起源』岩波書店, 1994, 第 5 章「非キリスト教化と世俗化」を参照されたい。
- 33) Proyard, op. cit., p. 33.
- 34) Ibid., pp. 37 – 38.
- 35) Ibid., p. 52.
- 36) Ibid., pp. 56 – 89.
- 37) Ibid., pp. 90 – 91.
- 38) Ibid., p. 98.
- 39) Ibid., p. 100.
- 40) Ibid., pp. 104 – 105.
- 41) Ibid., p. 91.
- 42) Ibid., pp. 91 – 92.
- 43) Ibid., p. 98.
- 44) Ibid., p. 114.
- 45) Ibid., pp. 114 – 115.
- 46) Ibid., pp. 115 – 119.
- 47) Ibid., pp. 134 – 142.
- 48) Ibid., p. 123.
- 49) Ibid., p. 124.
- 50) Ibid., pp. 142 – 149.
- 51) Ph・アリエスは次のように指摘する。ルソーは、子どもを墮落から守るために社会からの隔離の必要を説いたが, そうした隔離はコレージュを発達させたのと同様な要求に対応している, と。フィリップ・アリエス (中内敏夫, 森田伸子編訳)『〈教育〉の誕生』新評論, 1983, 187 頁。
- 52) Proyard, op. cit., p. 149.
- 53) Ibid., pp. 149 – 151.
- 54) Ibid., pp. 151 – 155.

(博士後期課程)